

国内線旅客取扱施設利用料に関する規程

第1条（趣旨）

この規程は、仙台国際空港株式会社（以下「会社」という。）が提供する仙台空港（以下「空港」という）の旅客ターミナルビルの国内線用に供する旅客公衆ゾーンの諸施設、旅客案内情報施設及び旅客輸送車等（以下「旅客サービス施設」という。）に関し、その使用料金及び料金収受に関して定めるものです。

第2条（利用料）

空港の旅客取扱施設を使用して出発し又は到着するお客様（以下「旅客」という。）には、航空券が発券される際に、旅客取扱施設利用料（以下「利用料」という。）を航空運送事業者又はその代理店に対し、お支払いいただきます。

2 前項の利用料の額は、別表第1に掲げるとおりとします。

3 会社は、前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる旅客については、利用料を免除いたします。

第3条（供用の休止）

会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客取扱施設の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっては利用料の払い戻しは行いません。

- (1) 旅客取扱施設が破損し、又は故障したとき。
- (2) 旅客取扱施設に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、旅客取扱施設の管理上特に必要があるとき。

第4条（払い戻し）

利用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発又は到着を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、航空券を発券した航空運送事業者又はその代理店が払い戻しを行います。なお、利用料の払い戻し方法等については、航空券を発券した航空運送事業者又はその代理店の定めるところによります。

第5条（航空運送事業者の義務）

航空運送事業者には、航空機ごとの旅客数報告書その他利用料算定に必要となる書類を会社の指定する期日までに会社に提出していただきます。

2 会社は、前項の報告に基づき利用料額を計算し、月初から月末までの1箇月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者を利用料額を請求いたします。

3 航空運送事業者には、出発旅客又は到着旅客から受領した利用料額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払いいただきます。

4 航空運送事業者が前項の利用料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を会社にお支払いいただきます。なお、その延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5 航空運送事業者が、航空券を発券せずに搭乗させる場合又は航空券面に利用料支払い済みの表示のない航空券により搭乗させる場合(ただし、第2条第3項に該当する場合を除く。)は、航空運送事業者の責任において搭乗手続き時に当該旅客に請求していただきます。

第6条 (使用の停止等)

会社は、旅客が利用料を支払わなかったときは、旅客取扱施設の使用の停止その他の必要な措置をとることがあります。

第7条 (事務手続き等)

会社と航空運送事業者間における利用料の収受に関する事務手続きその他条件は、別途両者間での取り決めによることとします。

第8条 (航空運送事業者以外)

航空運送事業者以外の者であって、空港の旅客取扱施設を利用し、運航する航空機で出発又は到着する場合においては、第2条及び第3条を準用し、会社に利用料をお支払いいただきます。

第9条 (規程の変更)

会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイトで周知します。かかる変更後に航空券の発券を受け、又は空港の旅客取扱施設を利用して、出発又は到着する旅客は、変更後の規程に承諾したものとみなし、変更後の規程を適用します。なお、当該効力発生日の前日までに第2条第1項に基づく支払がなされた航空券については、当該変更前のこの規程を適用します。

第10条 (規程の適用)

この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程の定めのない事項については、日本法を適用します。

2 この規程に関する争いについては、仙台地方裁判所又は仙台簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。
- 2 この規程に基づく料金は、令和 8 年 5 月 19 日以後に空港の施設等を利用して、国内線で出発する旅客(ただし、令和 7 年 5 月 28 日以前に航空券の発券を受けている旅客を除きます。)に適用されます。

(別表第1)

旅客取扱施設利用料の額(消費税及び地方消費税を含む。)

○ 国内線旅客取扱施設利用料

(旅客取扱施設を利用して出発し又は到着する国内線旅客)

大人(満 12 歳以上) 1人あたり 290 円

小人(満 3 歳以上 12 歳未満) 1人あたり 150 円

- * 小児用割引航空券を利用する場合又は旅客の年齢が 12 歳未満であることが確認できる場合のみ、小人料金を適用します。ただし、3 歳未満であっても座席を使用する場合は小人とみなします。

(別表第2)

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (3) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (4) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (5) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (6) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、利用料を既に支払った旅客
- (7) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客